

ばならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 従業者の種類及び人員
- 四 料金の種類及び金額
- 五 経営場所の構造その他設備の概要
- 六 開始年月日
- 七 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 法第二百二十条第二項の規定によつて交付する証票は第二十六号様式による。

(法第二百十四条の二第二項の場所の特別徴収義務者としての申告等)

第一百一条 法第二百十四条の二第二項の場所の特別徴収義務者は、前条第一項の登録を申請する場合に、提供しようとする飲食物の品名、単価、見込数量及び価格その他知事において必要があると認める事項を記載した申

告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申告又は前条の申請があつたものについて当該場所が法第二百十四条の二第二項又は第四項の場所であると認められた場合においては、その旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、当該場所が法第二百十四条の二第二項又は第四項の場所に該当しないこととなつた日から十日以内にその旨を知事に申告しなければならない。

4 法第二百十四条の二第二項の場所の特別徴収義務者は、当該場所における飲食に係るすべての提供品名について、それぞれ一品の価格及び当該飲食に遊興飲食税を課する場合の遊興飲食税額を当該場所のうち公衆の見易い箇所に表示しなければならない。

(遊興飲食税の領収証交付の義務)

第一百二条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊をする者から遊興飲食税を受け取つた際に、県

が作成する用紙をもつて第二十七号様式による領収証を發行し、これをその者に交付しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合においては、県が作成する用紙によらないで領収証を發行し、又はその發行を省略することができる。

2 前項但書の承認を受けようとする者は、あらかじめ申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項但書前段の規定によつて、県が作成する用紙によらないで領収証を發行する者は、当該領収証に一の番号を附け、且つ、あらかじめその二枚ごとに第二十八号様式による検査済証印を受けなければならない。

(領収証写の保存義務)

第一百三條 遊興飲食税の特別徴収義務者は、前条の規定による領収証の写をその領収証を交付した日の属する年から二年保存しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合においてはこの限りでない。

(遊興飲食税の特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務)

第一百四條 遊興飲食税の特別徴収義務者は、帳簿を備え、毎日に掲げる事項を一回又は一泊の遊興、飲食又は宿泊ごとに記載しなければならない。

一 遊興、飲食又は宿泊の年月日

二 遊興、飲食又は宿泊した者の住所氏名又は数

三 遊興、飲食又は宿泊の料金(税率の適用区分によつて区分した金額、(法第二百十四条の二の規定による非課税分を含む。)

四 遊興、飲食又は宿泊の料金の領収年月日

五 経営者の販売した飲食物の品名、数量、価額及び販売年月日並びにその買受人の住所、氏名又は名称

六 芸者その他これに類する者の氏名、出先の場所及び花代の金額

七 遊興飲食税額

2 知事において必要があると認める場合においては、

前項各号に掲げるものの外その買入れた飲食物の材料の品名、数、価格、買入年月日、売渡人の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載させることができる。

3 第一項の帳簿は、その記載の最終日から五年保存しなければならない。

(遊興飲食税の納税者の帳簿記載及び保存の義務)

第百五条 遊興飲食税の納税者は、帳簿を備え毎月次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 遊興、又は飲食の年月日

二 遊興、又は飲食をした者の住所氏名又は数

三 遊興、又は飲食に要した経費についてその種類別に税率の区分に従つて区分した金額及びその算定基礎

四 経営者の提供した飲食物の品名及び数量並びに当該飲食物の材料の買入価格、買入年月日、売渡人の住所及び氏名又は名称

五 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

2 前項の帳簿は、その記載の最終日から五年保存しなければならない。

(法第百十四条の二第二項の場所の特別徴収義務者の表示等の義務及び遊興飲食税に係る帳簿記載等の義務の違反に関する罪)

第百六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第百一条第三項又は第四項の規定に違反した者

二 前二条の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず又は虚偽の記載をした者

(遊興飲食税に係る更正及び決定に関する通知)

第百七条 法第百二十四条第五項の規定による更正又は決定の通知、法第百二十七条第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第百二十八条第四項の規定による重加算金額の決定

の通知は第二十三号様式の通知書によつてする。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から十五日を経過した日を納期限としなければならない。

(遊興飲食税に係る不足税額等の納付手続)

第百八条 遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者は前条の通知書を受理した場合には、不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ納入書又は納付書によつて納入し、又は納付しなければならない。

第七節 自動車税

(自動車税の納税義務者等)

第百九条 自動車税は、自動車に対し、その所有者(所有者が法第百四十六条の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その所有者以外の使用者)に課する。

(自動車税の税率)

第百十条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車

普通自動車に属するもの

營業用

軸距(前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの間の距離をいう。以下同じ。)が百二十インチ以下のもの 年額 一万五千元

軸距が百二十インチをこえるもの 年額 三万円

自家用

軸距が百二十インチ以下のもの

年額 三万六千元

軸距が百二十インチをこえるもの

年額 六万円

四輪以上の小型自動車に属するもの

家用

揮発油を燃料とするもの

最大積載量が一トン以下のもの

年額 七千円

が一トンをこえ二トン以下のもの

年額 九千円

が二トンをこえ三トン以下のもの

年額 一万一千円

が三トンをこえ四トン以下のもの

年額 一万三千元

が四トンをこえ五トン以下のもの

年額 一万五千元

が五トンをこえ六トン以下のもの

が六トンをこえ七トン以下のもの

年額 一万九千元

が七トンをこえるもの

年額 三万三千元

その他

最大積載量が一トン以下のもの

年額 一万一千円

が一トンをこえ二トン以下のもの

年額 一万四千元

が二トンをこえ三トン以下のもの

年額 一万七千元

が三トンをこえ四トン以下のもの

年額 二万円

が四トンをこえ五トン以下のもの

年額 二万三千元

が五トンをこえ六トン以下のもの

営業用
二
トラック

家用

揮発油を燃料とするもの

最大積載量が一トン以下のもの

年額 六千円

が一トンをこえ二トン以下のもの

年額 八千円

が二トンをこえ三トン以下のもの

年額 一万円

が三トンをこえ四トン以下のもの

年額 一万二千元

が四トンをこえ五トン以下のもの

年額 一万四千元

が五トンをこえ六トン以下のもの

年額 一万六千五百円

その他

最大積載量が一トン以下のもの

年額 九千円

が一トンをこえ二トン以下のもの

年額 一万二千元

が二トンをこえ三トン以下のもの

年額 一万五千元

が三トンをこえ四トン以下のもの

年額 一万八千元

が四トンをこえ五トン以下のもの

年額 二万一千円

が五トンをこえ六トン以下のもの

年額 二万五千元

が六トンをこえ七トン以下のもの

年額 一万九千元

が七トンをこえるもの

年額 二万二千元

〃	が六十トンを超え七トン以下のもの	年額 二万七千円	〃	が五十人をこえ六十人以下のもの	年額 二万五千円
〃	が七十トンを超えこえるもの	年額 三万一千円	〃	が六十人をこえるもの	年額 二万九千円
三 バス		年額 三万五千円	四 特殊自動車		年額 三万三千円
主として観光貸切用のもの			靈柩車		年額 一万四千六百円
揮発油を燃料とするもの			けん引車		年額 二万一千円
乗車定員が三十人以下のもの		年額 二万円	その他		年額 一万六千八百円
〃	が三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万五千円	五 三輪の小型自動車		
〃	が四十人をこえ五十人以下のもの	年額 三万円	乗用車(側車付二輪車を含む。)		
〃	が五十人をこえ六十人以下のもの	年額 三万五千円	営業用		年額 三千三百円
乗車定員が二十人以上のもの			自家用		年額 四千三百円
乗車定員が二十人以下のもの		年額 一万五千円	貨物車		
〃	が二十人をこえ三十人以下のもの	年額 一万八千円	営業用		年額 三千三百円
〃	が三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万一千円	最大積載量が一トン以下のもの		年額 三千三百円
〃	が四十人をこえ五十人以下のもの				

〃	が六十トンを超え七トン以下のもの	年額 二万七千円	〃	が五十人をこえ六十人以下のもの	年額 二万五千円
〃	が七十トンを超えこえるもの	年額 三万一千円	〃	が六十人をこえるもの	年額 二万九千円
三 バス		年額 三万五千円	四 特殊自動車		年額 三万三千円
主として観光貸切用のもの			靈柩車		年額 一万四千六百円
揮発油を燃料とするもの			けん引車		年額 二万一千円
乗車定員が三十人以下のもの		年額 二万円	その他		年額 一万六千八百円
〃	が三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万五千円	五 三輪の小型自動車		
〃	が四十人をこえ五十人以下のもの	年額 三万円	乗用車(側車付二輪車を含む。)		
〃	が五十人をこえ六十人以下のもの	年額 三万五千円	営業用		年額 三千三百円
乗車定員が二十人以上のもの			自家用		年額 四千三百円
乗車定員が二十人以下のもの		年額 一万五千円	貨物車		
〃	が二十人をこえ三十人以下のもの	年額 一万八千円	営業用		年額 三千三百円
〃	が三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万一千円	最大積載量が一トン以下のもの		年額 三千三百円
〃	が四十人をこえ五十人以下のもの				

自家用

最大積載量が一トン以下のもの

年額 四千三百円

が一トンをこえるもの

年額 六千四百円

六 二輪の小型自動車

年額 二千五百円

七 軽自動車

二輪車

年額 千五百円

その他

年額 二千円

(自動車税の税率の特例)

第百十一条 知事が別に定める地域に主たる定置場を有する自動車に対する税率は、前条の規定にかかわらず、法第百四十七条第四項の規定により前条各号の税率に十分の〇、七五を乗じた額を控除したものとす

2 前項の地域の指定にあつては、積雪量及び根雪期間等を基準として定めるものとする。

(自動車税の賦課期日)

第百十二条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第百十三条 自動車税の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月二十日から同月三十日まで

第二期 十月二十日から同月三十一日まで

2 賦課期日後に納税義務が発生したものに係る納期は知事が定めるところによる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第百十四条 自動車税の納税義務者は、自動車税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から七日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を陸運事務所長を経由して知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においてもまた同様とする。

一 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所及び氏名又は名称

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 乗車定員又は最大積載量

四 軸距(乗用車のうち普通自動車に属するものに限る。)

五 使用する燃料の種類(トラック及びバスに限る。)

六 定置場

七 車輛番号又はこれに類する番号

八 納税義務の発生、消滅又は異動の年月日及びその事由

九 その他知事が必要と認める事項

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第百十五条 自動車税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円

以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状に因り、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は発付の日から十日以内とする。

(自動車税の非課税及び減免)

第百十六条 次の各号の一に該当する自動車に対しては

自動車税を課さない。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車及び救急専用自動車

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに對しては自動車税を課さない。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

3 知事は公益のため直接専用するものと認める自動車に對しては当該納税者の申請によつて、自動車税を減免することができる。

4 前項の規定によつて、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては、納期限前七日までに、その他のものにあつては事由の發生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 年度、期別及び税額
- 二 第百十四条第一号から第七号までに掲げる事項
- 三 減免を受けようとする事由

5 第三項の規定によつて自動車税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(自動車税の納税の義務完了の証票)
第百十七条 自動車税の納税者が、自動車税に係る徴収金を完納した場合には、第二十九号様式による

証票を当該納税者に交付する。
2 法第百四十六条、前条第一項及び第二項の規定によつて自動車税を課されない者及び前条第三項の規定によつて自動車税を免除された者に對しては、第三十号様式による証票を交付する。

3 前二項の証票の交付を受けた者は、これを自動車の前部の窓ガラス又は前部の窓ガラスのない場合においては、車体の前部の見易い箇所に附けて置かなければならない。

4 前項の証票を附けて置かなければならない期間は、その証票の交付を受けた日から、次の納期開始の日の前日までとする。

第八節 鉦区税

(鉦区税の納税義務者等)
第百十八条 鉦区税は、鉦区に對し、その面積(河床に存する砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区にあつてはその河床の延長)を課税標準として、その鉦業権者に課す

る。

(鉦区税の税率)

第百十九条 鉦区税の税率は、次の各号に掲げる鉦区に對して、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区
 - 試験鉦区 面積千坪ごとに 年額 三十円
 - 採掘鉦区 〃 年額 六十円
- 二 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区
 - 河床 延長一町ごとに 年額 三十円
 - 河床でないもの 面積千坪ごとに 年額 三十円

2 前項の場合に於いて、千坪未滿又は一町未滿の端数は千坪又は一町とみなす。

(鉦区税の賦課期日)

第百二十条 鉦区税の賦課期日は、四月一日とする。

(鉦区税の納期)

第百二十一条 鉦区税の納期は、五月二十日から同月三十一日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が發生したものに係る納期は、知事が定めるところによる。

(鉦区税の賦課徴収に関する申告の義務)

第百二十二条 鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事實が發生し、又は消滅した場合においては、その發生し、又は消滅した日から七日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 鉦区の所在地、種類、鑛種名、登録番号、存続期間並びに面積又は延長
- 三 県内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又は事業所を有しないときは、県内において納税の便宜を有する場所)の所在地及び名称

四 納税義務の發生、消滅又は異動の年月日及び事由(鉦区税に係る不申告に関する過料)

第二百二十三条 鑛区税の納税義務者が前条の規定によつて、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状に因り知事か定める。

3 前一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第九節 狩猟者税

(狩猟者税の納税義務者)

第二百二十四条 狩猟者税は、狩猟の免許を受ける者に対し課する。

(狩猟者税の税率)

第二百五十五条 狩猟者税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 当該年度の初日の属する年の前年分の所得税を納付する義務を有しない者又は農業を主たる生業とする者で、もつばら自家勞力によつてこれを行う者

千八百円
三千六百円

二 その他の者

第二百二十六条 狩猟者税の賦課期日は、狩猟の免許を受けた日とする。

(狩猟者税の徴収方法)

第二百二十七条 狩猟者税の徴収については、証紙徴収の方法による。

2 知事において必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合の納期は、知事が定めるところによる。

(狩猟者税の証紙徴収の手續)

第二百二十八条 狩猟者税の納税者は、狩猟の免許を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をちよう付しなければならない。この場合において、第二百五十五条第一号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

附 則

1 この条例は公布の日から施行する。但し、第九十四条第二項及び第三項、第一百一条並びに第六六条第一号の規定は昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この条例中法人(法人税法第四条の法人を除く。)の県民税については、昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税については昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、建築された家屋に対して課する不動産取得税については昭和二十九年七月一日から、その他の不動産取得税については昭和二十九年五月十三日から、県たばこ消費税については昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された分か

ら、娯樂施設利用税については入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)施行の日から、その他の県税については昭和二十九年年度分から適用する。

3 鳥取県税条例(昭和二十五年九月鳥取県条例第五十一号)は廃止する。

4 昭和二十九年年度分に限り、第三十二条中「四月三十日」とあるのは、「五月十五日」と読み替えるものとする。

5 昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、第四十六条の規定にかかわらず、電氣供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業にあつては当該事業年度の収入金額、その他の事業にあつては当該事業年度の所得及び清算所得による。但し当該法人のうち地方鉄道事業及び軌道事業以外の運

送業並びに運送取扱業を行うものが昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した場合において同年同月同日までに清算が終了したときにおける事業税の課税標準は清算所得による。

6 前項の法人の行う事業に対する事業税の税率は第五十條第一号及び第二号に規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業を行う法人(第二号に掲げる法人を除く。)

収入金額の百分の十^{以下}

二 前項但書の適用を受ける法人

清算所得の百分の十二

三 その他の事業を行う法人

特別法人

所得及び清算所得の百分の八

その他の法人

所得及び清算所得の百分の十二

7 第五十二條の規定により昭和二十九年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなればならないこととなる法人については、昭和二十九年年度分の事業税に限り、同条の規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年五月三十一日とする。

8 前項の規定によつて、昭和二十九年五月三十一日までに第五十二條第二号の規定による申告納付と同条第一号の規定による申告納付又は同条第三号若しくは第四号の規定による申告納付と同条第五号の規定による申告納付とを合わせて行わなければならないこととなる法人については、同条第二号又は同条第三号若しくは第四号の規定による申告納付はこれを要しないものとする。

9 昭和二十九年年度分に限り、第百十三條の規定中「四

月二十日から同月三十日まで」とあるのは「五月二十日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

10 旧条例第二十二條に規定する場所への入場又は施設の利用で入場税法施行の日以後に係るものについて旧条例第二十六條の規定により徴收された入場税については、なお、従前の例による。この場合において特別徴收義務者は入場税の額が入場税法の適用があつたものとした場合において徴收すべき入場税の額をこえるため、当該入場税の納税者の請求に基いてそのこえる部分に相当する金額を返還したときは知事にその返還した額に相当する金額の還付を請求することができ

る。
11 前項の規定によつて入場税の還付を受けようとするときは、当該入場税の納税者がその入場税のこえる部

分に相当する金額を受領した旨を記載し署名なつ、印した当該入場券又は利用券の半片を添付しなければなら

ない。
12 昭和二十八年度分以前の県税(法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場税にあつては入場税法施行の日の前日以前の分及び遊興飲食税に係る規定中旧条例第四十四條の二第二項、第四十九條の二及び第五十三條第一号の規定にあつては、昭和二十九年六月三十日以前の分)については、なお、従前の例による。

13 法第百十四條の二の規定の施行の際同条第二項又は第四項の規定に該当する場所を經營する者は第百一條第一項の事項又は各室の宿泊料金を昭和二十九年七月十日までに知事に申告しなければならない。

14 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

<p>14 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。</p>	
--	--

納付書		領収証書		領収済通知書(正本)		領収済通知書(副本)	
果税		果税		果税		果税	
<p>納付書</p> <p>納付すべき場所 鳥取県 何金庫</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収証書</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収済通知書(正本)</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収済通知書(副本)</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>納付書</p> <p>納付すべき場所 鳥取県 何金庫</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収証書</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収済通知書(正本)</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>	<p>領収済通知書(副本)</p> <p>納期限 昭和 年 月 日限</p> <p>計</p>
<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>	<p>口座番号 松江 公 番 加 入 者 (納入) 郡市 村大字 昭和 年度 氏名</p> <p>支金庫 鳥取県 安金庫</p> <p>税 (款) 果税 (項) 普通税 (目) 税</p> <p>額 申告金 不 加 算 金 延 加 算 金 督 手 延 滞 金 過 少 申 告 金 計</p>
<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>	<p>局受付日 郵便印</p> <p>金庫又は郵便</p> <p>局番号印</p>

備考 果金庫に納付するときは、領収済通知書(副本)を除き三連式とする。

(様式第一号の裏面)

(領收証の裏面に印刷)

注意

- (1) 延滞金
納期限後に果税を納付されるときは、延滞金(百円未満の端数があるときは百円)を切り替える(納期限の日延滞金より計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。
- (2) 督促手数料
督促状を差付けたときは税金及び延滞金を共に督促料十円を納付しなければなりません。
- (3) 延滞加算金
督促状を差付けた者が督促状の指定期限までに税金を納付しないうちに延滞金及び督促料の延滞金(百円未満の端数があるときは百円)を切り替える(延滞金より計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。

納付書		領收済通知書(正本)		領收済通知書(副本)		領收証書	
月分	納付	月分	領收済	月分	領收済	月分	領收済
昭和29年5月	鳥取県 安金庫 加入者(納人) 住所 市 村 大字 昭 和 年 度 氏 名	昭和29年5月	鳥取県 安金庫 加入者(納人) 住所 市 村 大字 昭 和 年 度 氏 名	昭和29年5月	鳥取県 安金庫 加入者(納人) 住所 市 村 大字 昭 和 年 度 氏 名	昭和29年5月	鳥取県 安金庫 加入者(納人) 住所 市 村 大字 昭 和 年 度 氏 名
税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税	税(額) 県税(項)普通税(目) 税
申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金	申告金 延加算金 精算金
督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金	督促料 延加算金 精算金
延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金	延滞金 延加算金 精算金
過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金	過少申告金 延加算金 精算金
計	計	計	計	計	計	計	計
納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日	納期限 昭和29年5月 日
納付すべき場所 鳥取県 何 金庫	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します	上記のとおり領収済につき通知します
受付金庫名 日附印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印
指定金庫名 郵便文は	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印	局領収日 郵便印

備考 金庫に納付するときは、領収済通知書副本を除き三連式とする。

第二号様式

(様式第二号の裏面)

(領收証の裏面に印刷)

注意

- 1) 延滞金
納期限後に賦徴を納付される場合は納税額が百円以上であるときは百円(百円未満の場合は)に上り、これを切り捨て、納税額に納期限の翌日から納付の日までの日割を算入して納付した金額に延滞金を加算して納付しなければなりません。
- 2) 督促手数料
督促状を差附されたときは税金及び延滞金と共に督促手数料十円を納付しなければなりません。
- 3) 延滞加算金
督促状を差附された者が督促状の指定期限までに税金を納付しないうちに延滞加算金及び督促手数料の延滞金(百円)に上り、これを切り捨て、納税額に納期限の翌日から納付の日までの日割を算入して納付した金額に延滞加算金を加算して納付しなければなりません。

県税 徴収令書

県税 領収済通知書(正本)

県税 領収済通知書(副本)

県税 領収証書

口座 松江 番号 公 加 鳥取県 支金庫 昭 和 年 度 第 一 号 納 入 者 氏 名 住 所 市 村 町 大 字 昭 和 年 度 第 一 号 納 入 者 氏 名 住 所 市 村 町 大 字 昭 和 年 度 第 一 号 納 入 者 氏 名 住 所 市 村 町 大 字 昭 和 年 度 第 一 号 納 入 者 氏 名 住 所 市 村 町 大 字	課税の根拠 延滞金 督促手数料 延滞加算金 計	延滞金 督促手数料 延滞加算金 計	延滞金 督促手数料 延滞加算金 計	延滞金 督促手数料 延滞加算金 計	延滞金 督促手数料 延滞加算金 計
納期限 昭和 年 月 日 地方税法第...条...項...目... のとおり賦徴致しましたから 期限までに必ず納税して下さ い。納税の鳥取県支金庫 昭 和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 受附付名印 金日	上記のとおり領収済につき通 知します	上記のとおり領収済につき通 知します	上記のとおり領収済につき通 知します	上記のとおり領収済につき通 知します	上記のとおり正に領収しまし ました
局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印	局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印	局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印	局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印	局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印	局 番 号 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印 金 庫 受 付 日 附 印

備考 県金庫に納付するときは領収済通知書(副本)を除き三連式とする。

(第三号様式領收証裏面記入事項)

注意

- (1) 課税の根拠 この県税は地方税法 条鳥取県 税条例等 条によつて課税されたものであります。
- (2) 違法又は錯誤に係る賦課額の 救済 この県税の賦課について違法又は錯誤であると認められた場合には、この種の徴税令書を受けた日から第一日以内に徴税令書の事由を記載書類を知事書にて県税事務所の長を経由して訂正を請求すること及び異議の申立てをすることができません。
- (3) 納期限までに納付しなかつた場合の延滞金 この県税の延滞金に定められた納期限までに県税を納付されなかつた場合には、税額目上につき一日四錢の割合の日数に納付しなかつた延滞金を同時に納付しなければなりません。
- (4) 督促状の指定期限までに納付しなかつた場合の延滞附加算金 この税金が納期限までに納付されなかつた場合に督促状を受けられた納付者が督促状の指定期限までに督促状の指定日数に達しない限り、督促状の指定日数に達した日から納付した日四錢の割合の日数に延滞附加算金を加算して課税されます。

過 課 納 金 還 付 請 求 書

円

請求金額	年 度	期(月)別	区 分	徴収金の総額	更正額	差引過課納還付額

過課納に係る徴収金の納付(納入)年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり請求します。

請求者 住所
 鳥取県知事 氏 名 殿
 上記のとおり領収しました。
 昭和 年 月 日
 鳥取県出納長 氏 名 殿

第十一号様式

過 課 納 金 充 当 通 知 書

第 号	住 所	氏名又は名称	年 度	期(月)別	区 分	徴収金の総額	更正額	差引過課納充当額
計								
充 当 す る	期(月)別	税 目	充 当 額	未納税額				
過課納に係る徴収金の納付(納入)年月日					昭和 年 月 日			
充当した年月日					昭和 年 月 日			

鳥取県税条例第十八条の規定により上記のとおり過課納金を充当します。
 昭和 年 月 日
 鳥取県知事 氏 名 殿

第十号様式

第四号様式

納額告知書

第 号	昭和 年度	一般会計歳入	項	目	節
一 金	但し、昭和 年 月 日	支金庫へ納付せられたい	昭	和	年

右領但し、昭和 年 月 日 までにて鳥取県金庫又は最寄の鳥取県支金庫へ納付せられたい

取支命令者鳥取県知事 氏 各 印

領収済通知書

第 号	昭和 年度	項	目	節
一 金	但し、昭和 年 月 日	右領収済につき通知します	鳥	取

鳥取県何金庫 印

領収証書

第 号	昭和 年度	歳入
一 金	但し、昭和 年 月 日	右領収しました

鳥取県何金庫 印

第五号様式

第 号	昭和 年 月 日	鳥取県事務吏員 証 氏 名
縦横 五八 糶	鳥	取

第六号様式

第 号	昭和 年 月 日	鳥取県事務吏員 証 氏 名
縦横 五八 糶	鳥	取

第七号様式

第 号	昭和 年 月 日	鳥取県事務吏員 証 氏 名
縦横 五八 糶	鳥	取

第九号様式

第 号	昭和 年度	項	目	節
一 金	但し、昭和 年 月 日	右領収しました	鳥	取

鳥取県何金庫 印

年 度	期(月)別	区 分	徴収金の総額	更正額	差引額
計					

通課納に係る徴収金の納付(納入)年月日 昭和 年 月 日

摘要 上記のとおり通課納金を還付しますから鳥取県税条例第十八条の規定により通知します。
昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印

第八号様式

第 号	昭和 年 月 日	納税者又は特別徴収義務者住所氏名
変更納期限	昭和 年 月 日	まで

昭和 年度	令和 年度	納付場所
令書番号	令書番号	令書番号
税 額	税 額	税 額
納期限	納期限	納期限

地方税法第十六条第一項第 号に該当するから上記のとおり納期限を変更する
昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印

納税管理人中告書

第十二号様式

昭和年月日	本籍地	住所
鳥取県知事 氏名 殿	事務所又は 事業所 所在地	氏名又は 名称印

税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため下記の者を納税管理人に定めましたから鳥取県税条例第二十一条の規定によつて申告します。

納税管理人	住所	鳥取県知事	氏名
職名	電話番号	氏名	氏名
氏名	生年月日	氏名	氏名

上記の納税管理人を承諾しました。
昭和 年 月 日 氏 名 印

督促状

第十三号様式

昭和 年 月 日	鳥取県知事 氏 名 印
督促手数料	10円
加算金	円
延滞金	地方税法第 条の規定による額
税額	円
上記の金額は昭和 年 月 日限り鳥取県金庫に納付(納入)せられたい。	
昭和 年 月 日	鳥取県知事 氏 名 印

注意
本状の指定期限まで上記金額を完納されないときは延滞金(百円につき一日四銭)の外に延滞加算金を本状の指定期限の翌日から税金の完納の日まで税額百円につき一日四銭の割合で徴収し或は財産差押をしなければならぬことがあります。

本状の到着前に既に納付済の場合は行き違いです。御請求下さい。

法人事業税算金 更正 通知書

第十五号様式

第 号	所在地	法人名	代表者名
自 至 日	事業年度分	法人名	代表者名
区 分	課税標準額	税額等	摘要
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正、決定)額			
差引不足税額			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重 加 算 金			

地方税法第 条及び第 条の規定によつて上記のとおり更正したので鳥取県税条例第五十五条の規定によつて通知します。昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。
なお、不足税額については昭和 年 月 日から納付の日までの期間に応じて税額百円(百円未満切り捨てる)につき一日四銭の割合で計算した延滞金額を加算して納付して下さい。

昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印

法人税割等の更正(決定) 通知書

第十四号様式

第 号	所在地	法人名	代表者名
自 至 日	事業年度分	法人名	代表者名
区 分	法人	税割	均等割額
更正(決定)額	課税標準額	税額	円
既申告(更正、決定)額			
差引不足額			

地方税法第五十五条の規定によつて上記のとおり更正(決定)したので鳥取県税条例第四十三条の規定によつて通知します。昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。
なお、不足税額については昭和 年 月 日から納付の日までの期間に応じて不足税額百円(百円未満切り捨てる)につき一日四銭の割合で計算した延滞金額を加算して納付して下さい。

昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印

号 甲
娛樂施設利用税特別徴収義務者の証
鳥 取 県

備考 (1) 簡便の施設に係る特別徴収義務者に用いるものとする。
(2) フォルミとシ全面を赤、文字は白を用いる。

臨時 第 号
娛樂施設利用税特別徴収義務者の証
鳥 取 県 印

備考 (1) 臨時の施設に係る特別徴収義務者に用いるものとする。
(2) 紙製とし黒字を用いる。

第十七号様式

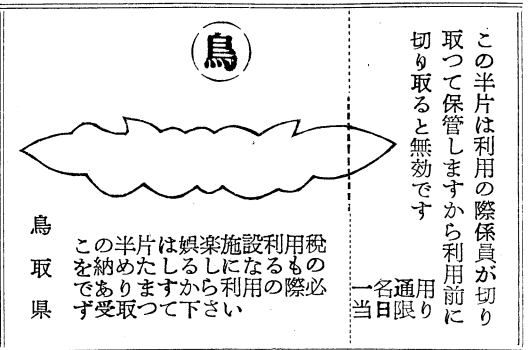
甲 申告書の提出の請求書
県たばこ消費税の修正申告書

第十六号様式

第 号	所在地	課 税 標 準 額	税 額
昭和 年度	名 称	小売人に売渡した分 り渡した分	計
月 分		円	円
増 減 額			
申告(修正申告)納付期限	昭和 年 月 日		

上記のとおり地方税法第七十四条の四第四項の規定によつて申告書(修正申告書)の提出を請求します。
昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名 印

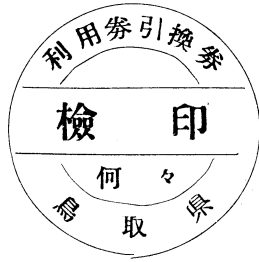
第十八号様式



縦四、二厘
横六、三厘

備考 (1) 番号は一連番号を用いる。
利用券引換券の場合は「利用券」とあるのは「利用券引換券」と読み替えるものとする。

第十九号様式



備考 何々欄には事務所を表わす文字を入れる。

第二十号様式



備考 何々欄には事務所名を表わす文字を入れる。

昭和 年 月分娯楽施設利用税納付申告書

昭和 年 月 日 納付月日及び場所 月 日 金庫(局)

鳥取県知事 氏 名 殿 住所 氏名又は名称印

施設種類	名称	所在地	課税標準額	税率	税額	摘要
計 (1)						
申告納付額 (1)	円					
延滞金 (3)	円					

第二十二号様式

昭和 年 月分娯楽施設利用税納入申告書

鳥取県知事 氏 名 殿 特種別務 登録番号 住所 氏名又は名称印

納入月日及び場所 月 日 金庫(局) 収者 氏名又は名称印

区分	施設種類	所在地	一人一回の利用料(金(税込))	課税標準額(利用料(金))	税率	税額	摘要
計 (1)							
申告納入額 (1)+(3)	円						
延滞金 (3)	円						

第二十一号様式

第二十三号様式

更正決定通知書 加算税金

第 号	住 所	課税標準額	税 額 等	摘 要
昭和 年度 月分	氏名又は名称及び代表者氏名			
更正(決定)額				
既申告(更正、決定)額				
差引不足税額				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				

地方税法第 条及び第 条の規定によつて上記のとおり更正(決定)したので鳥取県税条例第 条の規定によつて通知しますから昭和 年 月 日までに必ず納入(納付)して下さい。なお、不足税額については昭和 年 月 日から納入(納付)の日までの期間に応じて不足税額百円(百円未満切り捨てる)につき一日四銭の割合で計算した延滞金額を加算して納入(納付)して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 圖

昭和 年 月分 遊興飲食税納入申告書

鳥取県知事 氏名	登録番号	屋号
納入場所	住所	
経営の種類	氏名又は名称印	
区分	遊興飲食宿泊の人員	課税標準額
(1) 芸者その他これに類する者		税率 100 税額 100
(2) 料理店貸席カクアエー其他これらに類する場所		税率 20 税額 100
(3) 普通宿泊料理		税率 10 税額 100
その他		
合計		(4)
納期限後に申告納入する場合の延滞金の計算	納期限 昭和 年 月 日	納期限の翌日から納入の日までの日数 (5)
合計納入額 (4)+(6)	延滞金 (4) × $\frac{4}{10,000}$ × (5) = (6)	円

領収証書発行枚数 第 号から第 号まで 枚 (割)

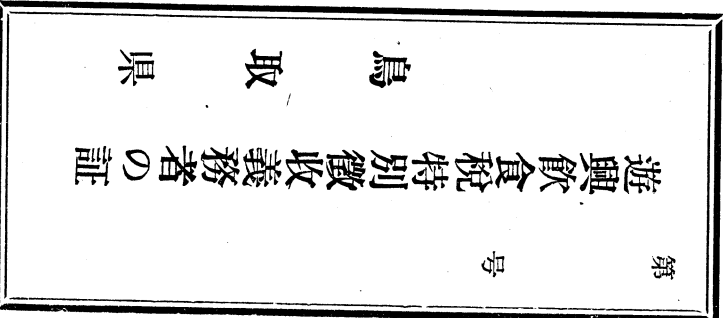
領収書番号 第 号から第 号まで 枚 (割)

法第百十四条の二の規定による非課税分 円

昭和 年 月日分遊興飲食税納付申告書

昭和 年 月 日	納付月日及び場所	月 金 庫 (局) 日
鳥取県知事 氏名	住所 氏名又は名称印	
経営者		
種類	所在地	円
(何々)		
課税対象となる遊興飲食の経費		計
区分	遊興飲食人員課税標準額	税額 円
税率10/100を適用すべき飲食		
税率20/100を適用すべき遊興飲食		
計		(1)
納期限後申告納付する延滞金の計算	納期限の翌日から納付の日までの日数 (2)	納期限の翌日から納入の日までの日数 (3)
延滞金 額	(1) × $\frac{4}{10,000}$ × (2) =	円
申告納付額 (1)		円

第二十六号様式



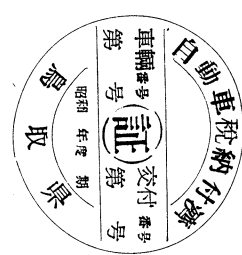
- 備考 (1) 金属製として全面を青、文字は白を用いる。
- (2) 短期間と豫想される者に対しては、紙製とし黒文字を用い、鳥取県印を押なす。

備考 何々の欄には事務
所名を表わす文字
を入れるものとす

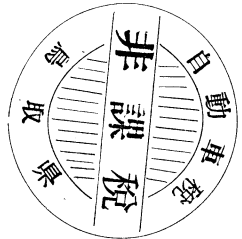
備考
第一赤字一
期...枠は青、
第二赤字一
期...枠は赤、
青字は別字
黒(但し記「は文
は文
は文



第二十八号様式



第二十九号様式



第三十号様式

第 号

遊興飲食税領収書

経営場所
特別徴収義務者
殿

室名又は席番号	人員	課税標準額 (料金)	税率	税額
---------	----	---------------	----	----

月	日	種	別	数量	税額
---	---	---	---	----	----

計

上記金額は遊興飲食税として領収しました

昭和 年 月 日

遊興飲食税は下記の率によつて賦きます

- (イ) 芸者その他これに類する者の花代.....100
- (ロ) 料理店、貸座敷、カフエー、旅館その他客席で婦女が浴を接待する場所における遊興又は飲食の料金(イ)の花代を除く).....20
- (ハ) 宿泊、仕出料理及び(ロ)以外の飲食の料金.....100
- この領収証は遊興飲食税の領収証で料金の領収書ではありません

鳥取県

合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県条例第二十七号 合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する

自動税の徴収の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十九号。以下「特例法」という。)第四條第一項の規定に基き、自動車税の徴収について鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の特例を設けることを目的とする。

(合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)

第二条 合衆國軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販賣

機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第十三条の規定にかかわらず、毎年四月中旬(四月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する第一号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に第二号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の税率)

第三条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第一百条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

普通乗用車 年額 九千円

自動車税証紙

第一号様式

←.....9cm.....切取線.....→

車種 (Type of Vehicle) _____

登録番号 (Registration Number) No _____

自動車税証紙
Auto Mobile Tax Stamp

税額 (Tax amount) ¥ _____

課納限間 月分 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
Tax For months from to

交付年月日 (Date of deliver) 鳥取県 (検印)

5cm

切取線

第二号様式



普通トラック 年額 一万九千五百円

小型乗用車 年額 三千円

モーターサイクル 年額 六百円

モータースクーター 年額 三百円

(自動車税納税済証のちよう付等)

第四条 自動車税の納税者が自動車税に係る証紙に第二
条第三項の検印を受けた場合においては、当該証紙を
鳥取県税条例第百七十七条第一項の証票とみなして、同
条例同条の規定を適用する。

(過該納金の還付手續)

第五条 過納又は誤納に係る徴収金の還付を受けよう
とする者は、鳥取県税条例第十八条第三項の規定による
過誤納金還付請求書に次の書類を添付しなければなら
ない。

一 自動車の納税済証紙

二 自動車登録原簿のまつ消登録を受けたことの証明
書

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施
行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年度
分から適用する。

2 合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自
動車税の徴収の特例に關する条例(昭和二十七年十一
月鳥取県条例第三十三号)は廃止する。

3 昭和二十九年度分に限り、第二条第二項中「四月中」
とあるのは「五月中」と読み替えるものとする。